

雇用保険のしおり（被保険者のみなさまへ）

★事業主の方へ このリーフレットと雇用保険被保険者証は必ず労働者の方へお渡しください。

1. 雇用保険制度とは

雇用保険は、

- ①働く方が失業した場合
- ②働く方について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合
- ③働く方が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合

に必要な給付（失業等給付）を行うことにより、働く方の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなどその就職を促進することと、

あわせて雇用保険二事業として、労働者を雇い入れている事業主に対し、

- ④失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大（雇用安定事業）
- ⑤働く方の職業能力の開発及び向上を促進（能力開発事業）

を図ることを目的とする制度です。

また、保険制度として相互扶助の考え方から成り立っており、労働者を一人でも雇用している事業所は必ず加入し、事業所に雇用される労働者は原則として被保険者になります。

2. 資格取得等確認通知書（被保険者通知用）及び被保険者証

雇用保険の被保険者になると事業主を通じて、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」及び「雇用保険被保険者証」が交付されます。

これらの交付は雇用保険の加入手続きがなされたことを本人（労働者）が確実に把握できるようにするためのものです。

これらの書類には、一人ひとり固有の雇用保険被保険者番号が記載されており、他の事業所へ転職された場合でもこの番号は変わりませんので、その際には、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者用）」と「雇用保険被保険者証」を点線で切り取り、被保険者証を就職先に渡すことで、被保険者番号を提示してください。なお、確認通知書は被保険者自ら保管してください。

また、実際に給付を受ける場合の「被保険者であった期間」を算定するには同じ番号で加入している必要があります。異なる被保険者番号の被保険者証をお持ちの場合や記載内容が間違っている場合には、速やかに事業主に申し出てください。

3. 各種給付制度の概要

雇用保険制度における各種給付制度には、雇用継続給付、教育訓練給付、求職者給付及び就職促進給付の4種類があります。

（1）雇用継続給付制度 働き続ける方を応援します！

①高年齢雇用継続給付

60歳以上の一般被保険者の方が60歳到達時等の賃金と比べて一定割合に低下した賃金で働かれているときに支給し、高齢者の雇用の継続を支援するための制度です。

ア 基本給付金

〈支給対象者〉

60歳以上65歳未満の一般被保険者の方で、一般被保険者であった期間が5年以上ある方（5年とは失業等給付の基本手当や再就職手当等を受けたことがある場合、その後の期間のものをいいます。）

〈支 給 額〉

60歳以後の賃金額が60歳到達時等の賃金額の75%未満に低下したときに、賃金の低下率に応じて支払われた賃金の15%相当額を上限として支給されます。

イ 再就職給付金

〈支給対象者〉

基本手当を受給し所定給付日数を100日以上残して再就職した60歳以上65歳未満の方で、一般被保険者であった期間が5年以上あること、かつ1年を超えて引き続き雇用されることが確実であるとの要件を満たされた方。

〈支 給 額〉

再就職の賃金額が基本手当の賃金日額を30倍した額の75%未満に低下したときに、基本給付金に準じて支給されます。

但し、支給対象期間は所定給付日数の残日数が200日以上の場合は再就職時から2年間、100日以上の場合は1年間となります。

②育児休業給付金

一般被保険者または高年齢被保険者（以下、「一般被保険者等」という。）の方が育児休業を取得しやすくするとともに、その後の円滑な職場復帰を援助・促進するため、**休業中に給付を行う制度**です。

〈支給対象者〉 子の出生後8週間の期間内に合計4週間分（28日）を限度として、**産後パパ育休（出生時育児休業・2回まで分割取得可能）**を取得した場合や、原則1歳未満の子を養育するために、**育児休業（2回まで分割取得可能）を取得した場合、一般被保険者等の方**で、育児休業を開始した日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が（過去に基本手当または高年齢求職者給付金（以下、「基本手当等」という。）の受給資格決定を受けたことがある方については、その後のものに限る。）12ヶ月以上あること等の要件を満たされた方。
※上記に満たない場合は、育児休業を開始した日前2年間に11日以上又は80時間以上働いた完全な月が12ヶ月以上あること。

〈支 給 額〉 休業期間中1ヶ月あたり休業開始時賃金月額の50%（支給日数が180日に達するまで67%）相当額が支給されます。休業期間中に賃金が支払われた場合は、支給額が減額される場合があります。
(※) 父母ともに育児休業を取得（パパママ育休プラス制度）したり、その他一定の要件を満たした場合は、給付期間が一定期間延長される場合があります。
☆ 育児休業を開始した一般被保険者等が期間雇用者（期間を定めて雇用される方）である場合は、上記の他、一定の支給要件があります。

③介護休業給付金

一般被保険者等の方が介護休業を取得しやすくするとともに、その後の円滑な職場復帰を援助・促進するため、**休業終了後に、その休業に対して給付を行う制度**です。

〈支給対象者〉 対象となる家族を介護するために、**介護休業を取得した一般被保険者等の方**で、介護休業を開始した日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が（過去に基本手当等の受給資格決定を受けたことがある方については、その後のものに限る。）12ヶ月以上あること等の要件を満たされた方。
※上記に満たない場合は、介護休業を開始した日前2年間に11日以上又は80時間以上働いた完全な月が12ヶ月以上あること。

〈支 給 額〉 休業期間中1ヶ月あたり休業開始時賃金月額の67%相当額が、休業開始日から3ヶ月間を限度に一括支給されます（同一の対象家族について複数回休業を取得する場合は、3回を上限として、通算93日まで支給されます。）。休業期間中に賃金が支払われた場合は、支給額が減額される場合があります。
☆ 介護休業を開始した一般被保険者等が期間雇用者（期間を定めて雇用される方）である場合は、上記の他、一定の支給要件があります。

◎ 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）は事業所の所在地を管轄するハローワークに原則として事業主を経由して申請してください。（労使協定は不要です。）

（2）教育訓練給付制度 キャリアアップを目指す方を応援します！

①一般教育訓練の「教育訓練給付金」制度について

雇用保険の一般被保険者等（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し、修了した場合に、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%（上限10万円）が支給される制度です。講座の指定内容は、厚生労働省ホームページでご覧になれます。

＜支給対象者＞

一般教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は、次の①または②のいずれかに該当し、厚生労働大臣が指定する一般教育訓練を修了した方です。

① 雇用保険の一般被保険者等

教育訓練の受講を開始した日において、被保険者として雇用された期間が通算^{*1}して3年以上^{*2}ある方

② 雇用保険の一般被保険者等であった方

受講開始日において被保険者でない方のうち、一般被保険者等の資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ被保険者として雇用された期間が通算^{※1}して3年以上^{※2}ある方

※1 被保険者資格を喪失し次に取得するまでの空白期間が1年以内の場合、被保険者として雇用された期間は通算されます。しかし、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合は、その時の受講開始日より前の被保険者として雇用された期間は通算されません。

※2 初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については被保険者として雇用された期間が1年以上あれば可。平成26年10月1日以降に教育訓練給付を受給している場合は、前回受給から今回の受講開始日までに3年以上経過している必要があります。

<支給申請>

一般教育訓練給付金の支給申請は、一般教育訓練の受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に、原則本人の住居所を管轄するハローワークに対して行う必要があります。

②特定一般教育訓練での「教育訓練給付金」制度について

雇用保険の一般被保険者等（在職者）、または一般被保険者等であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する特定一般教育訓練を受講し、修了した場合に、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%（上限20万円）が支給される制度です。

特定一般教育訓練では、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する講座を厚生労働大臣が指定しています。指定内容は、厚生労働省ホームページでご覧になれます。

<支給対象者>

特定一般教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する特定一般教育訓練を修了した方です。

① 雇用保険の一般被保険者等

教育訓練の受講を開始した日において、被保険者として雇用された期間が通算^{※1}して3年以上^{※2}ある方

② 雇用保険の一般被保険者等であった方

受講開始日において被保険者でない方のうち、一般被保険者等の資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ被保険者として雇用された期間が通算^{※1}して3年以上^{※2}ある方

※1 被保険者資格を喪失し次に取得するまでの空白期間が1年以内の場合、被保険者として雇用された期間は通算されます。しかし、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合は、その時の受講開始日より前の被保険者として雇用された期間は通算されません。

※2 初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については被保険者として雇用された期間が1年以上あれば可。

平成26年10月1日以降に教育訓練給付を受給している場合は、前回受給から今回の受講開始日までに3年以上経過している必要があります。

<手続きについて>

ハローワークで訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングでジョブ・カードの交付を受けたあと、『教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』とジョブ・カードをハローワークへ提出します。この手続きは、受講開始日の1ヵ月前までに行う必要があります。

<支給申請>

特定一般教育訓練給付金の支給申請は、対象特定一般教育訓練の受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に、本人の住所地管轄のハローワークに対して行う必要があります。

<一般教育訓練給付金と特定一般教育訓練給付金の違い>

	一般教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金
給付内容	受講費用の20% (ただし、4千円を超える場合のみ支給) (上限10万円)	受講費用の40% (ただし、4千円を超える場合のみ支給) (上限20万円)
訓練前キャリア コンサルティング と受給資格確認	不 要	必 要

③専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度について

雇用保険の一般被保険者等（在職者）、または一般被保険者等であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講中及び修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

専門実践教育訓練では、中長期的なキャリア形成を支援する講座を厚生労働大臣が指定しています。

指定内容は、厚生労働省ホームページでご覧になれます。

＜支給対象者＞

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方です。

① 雇用保険の一般被保険者等

専門実践教育訓練の受講を開始した日において、被保険者として雇用された期間が通算^{※1}して3年以上^{※2}ある方

② 雇用保険の一般被保険者等であった方

受講開始日において被保険者でない方のうち、一般被保険者等の資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ被保険者として雇用された期間が通算^{※1}して3年以上^{※2}ある方

※1 被保険者資格を喪失し次に取得するまでの空白期間が1年以内の場合、被保険者として雇用された期間は通算されます。しかし、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合は、その時の受講開始日より前の被保険者として雇用された期間は通算されません。

※2 初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については被保険者として雇用された期間が2年以上あれば可。（平成26年10月1日前に教育訓練給付を受給した場合は、その受講開始日から今回の受講開始日までに、通算して2年以上の被保険者期間が必要）

平成26年10月1日以降に教育訓練給付を受給している場合は、前回受給から今回の受講開始日までに3年以上経過していることが必要です。

＜手続きについて＞

ハローワークで訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングでジョブ・カードの交付を受けたあと、『教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』とジョブ・カードをハローワークへ提出します。この手続きは、受講開始日の1ヵ月前までに行う必要があります。

＜支給額と申請時期＞

専門実践教育訓練の受講中		専門実践教育訓練の修了後 資格取得等をし、修了した日の翌日から1年 以内に一般被保険者等として雇用された時
支給額 (受講者が支払った 教育訓練経費×右欄 の割合)	50% （ただし、4千円を超える場合） ※1 上限あり	70% （ただし、4千円を超える場合） すでに支給した左欄の額との差額を支給 ※2 上限あり
申請時期	受講開始日から6ヵ月ごとの期間（支給単位 期間）の末日の翌日から起算して1ヵ月以内	雇用された日の翌日から起算して1ヵ月以内 (被保険者として雇用されている方は、受講 を修了し、かつ、資格取得した日の翌日から 1ヵ月以内)

※1 訓練期間 1年：40万円 2年：80万円 3年：120万円

法令上最短4年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講している場合、3年目受講修了時に4年目受講相当分として上限40万円（資格取得等した場合56万円）が上乗せされることがあります（条件あり）。

なお、10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練給付を受給した専門実践教育訓練の受講開始日を起点として10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の合計額は、168万円が限度となります。

※2 訓練期間 1年：56万円 2年：112万円 3年：168万円

④専門実践教育訓練での「教育訓練支援給付金」制度について

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、雇用保険の基本手当の80%に相当する額をハローワークから支給する制度です。

申請の手続きや支給要件の詳細については、必ずハローワークにご確認ください。

(3) 求職者給付制度 次の仕事探しを応援します！

被保険者の方が離職し、「就職しようとする意思といつでも就職できる能力があつて積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない状態」にある場合で、次の受給資格を満たしているときに給付が受けられます。

①受給資格

離職の日以前2年間に11日以上働いた完全な月が12ヵ月以上あること（倒産・解雇等により離職された場合は、離職の日以前1年間に11日以上働いた完全な月が6ヵ月以上ある場合でも可）。

65歳以上で離職された方は離職前1年間に11日以上働いた完全な月が6ヵ月以上あること。

※令和2年8月1日以降に離職された方は、上記の「11日以上」が「11日以上又は80時間以上」。

②給付日数（所定給付日数）

失業給付（基本手当）の支給を受けることができる日数（所定給付日数）は、「雇用保険の被保険者であった期間（算定基礎期間）」、「離職理由」及び「離職時の年齢」によって決定されますが、下記の場合は算定基礎期間に含まれません。

<算定基礎期間に含まれない場合>

i 被保険者であった期間に1年を超える空白の期間がある場合

被保険者であった期間に1年を超える空白の期間がある場合、その前の期間を含めず、再就職後から離職までの被保険者であった期間が算定基礎期間となります。

ii 過去に基本手当・高年齢求職者給付金・特例一時金・再就職手当等の基本手当に相当する給付を受給したことがある場合

受給前の被保険者であった期間は含まれず、受給後の被保険者であった期間が算定基礎期間となります。

iii 遷及して被保険者となった場合

被保険者となった日が、被保険者であったことの確認があった日から2年以内である場合には、その日を資格取得日とします。

被保険者となった日が、被保険者であったことの確認があった日から2年より前である場合には、雇用保険料が給与から天引きされていたことが明らかであること等、一定の要件を満たしている場合に限り、2年を超えて遷及手続きができます。

iv 育児休業給付金の支給に係る休業期間がある場合

被保険者であった期間に育児休業を取得し、育児休業給付金の支給を受けた期間がある場合、この期間は算定基礎期間に含めることはできません。

③受給期間

受給できる期間は離職日の翌日から起算して1年間で、雇用保険の手続きが遅れたり、指定された日に来所されなかった場合は、残っている給付日数があつても支給されないことがあります。

（例）所定給付日数が150日の場合

	離職日	受給期間満了年月日
Aさん		150日
Bさん	←1年間→	130日 20日

Aさんの場合 所定給付日数の150日が受給期間の1年間に含まれていますので150日を限度に給付が受けられます。

Bさんの場合 所定給付日数の150日のうち受給期間の1年間に含まれている130日を限度に給付が受けられます。

④支給の開始

受給手続きは、離職後に住所地管轄のハローワークへ来所していただき、離職票を提出し、求職申込みをすることが必要です。また、就職希望地を管轄するハローワークで求職活動を行う場合、同一都道府県内であれば、その管轄ハローワークで手続きすることもできます。但し、住所変更の場合を除き、一度手続きされたハローワークを変更することはできません。

ア 基本手当 65歳未満で離職された方（一般受給資格者）

原則4週間に1回、ハローワークに来所いただき失業の認定を受けることによって支給されます。支給対象となるのは、離職票を提出してから7日の失業日数（待期）が経過してからです。

但し、自己の都合により離職されたり、自身の重大な責任による理由で解雇された場合（重責解雇）は7日の待期と3ヶ月（給付制限）が経過した後からの支給対象となります。

なお、令和2年10月1日以降に自己の都合で離職された方は、5年間のうち2回までは給付制限が2ヶ月となります。（重責解雇は3ヶ月）

(例)		離職日	離職票提出日	
給付制限のない方		待 期	(7日間)	→支給対象
給付制限のある方		待 期	(7日間)	給付制限 →支給対象

イ 高年齢求職者給付金 65歳以上で離職された方（高年齢受給資格者）

離職票を提出してから7日の待期が経過し、ハローワークの指定する日に来所してからの一括支給となります。

但し、自己の都合により離職されたり、自身の重大な責任による理由で解雇された場合（重責解雇）は7日の待期と3ヶ月（給付制限）が経過した後からの支給対象となります。

なお、令和2年10月1日以降に自己の都合で離職された方は、5年間のうち2回までは給付制限が2ヶ月となります。（重責解雇は3ヶ月）

⑤1日分の給付額（基本手当日額）

離職前6ヶ月間の賃金から算定します。概ね賃金日額の4.5~8割が給付日額となります。

⑥受給期間延長

65歳未満で離職された方で、病気・けが・妊娠・出産等によりすぐに働けない場合は、最長3年間受給期間を延長することができます。

また、60歳以上65歳未満の定年等により離職し、しばらく休養したい方は最長1年間受給期間を延長することができます。なお、受給期間を延長している間の基本手当は支給されません。

受給期間の延長が必要な場合は住所地管轄のハローワークへ申請してください。

⑦離職後に事業を開始等した方の受給期間の特例

離職した日の翌日以降に、一定の要件を満たす事業を開始した場合であって、住所地のハローワークへ申請した場合、事業の実施期間は受給期間に算入しないことができます。これによって、仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動にあたって、基本手当を受給することが可能となります。

なお、受給期間に加えることができる期間は最長で3年間です。

（4）就職促進給付制度 再就職を応援します！

受給手続きをされた方が早期に職業に就いた場合や、就職が困難な方が受給手続きをされた後に再就職した場合に、一定の要件を満たせば、就業促進手当が支給されます。就業促進手当として、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当があります。

◎ このリーフレットに記載している内容は令和5年7月現在の各制度の概要です。

今後の法律改正等により、受給される時点での受給できる条件や受給額等は変更されている場合がありますので、ご了承ください。

◎ 各制度の詳しい制度内容、申請手続きにつきましては、最寄りのハローワークにおたずねいただくか、大阪労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>) または、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>) でご確認ください。